

貿易保険法施行令の一部を改正する政令案に関する質問・意見について

該当箇所	質問・意見
第19条第4号	「技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者の人件費であって保険契約で定めるもの」と定義されていますが、当該条項は「戦争やテロ等によって新たに負担する増加費用」について定めている条項であるため、保険契約で定められる人件費とは、例えば、「戦争やテロ等によって作業を休止せざるを得ないものの人材維持のために雇用は継続する必要がある、結果として増加した人件費」や、「戦争等により作業に伴う危険が増加したことを考慮し、賃金を引き上げた場合の人件費増加分」のような、戦争等による特殊な増加分のみが対象となると理解すればよろしいでしょうか。
第19条各号及び第20条第1号	今般の貿易保険法の改正に伴いNEXIが新たに引受可能となる分野が施行令第19条各号や第20条第1号に定められております。これらのものの中には、民間保険会社にて引き受け可能なものも含まれております。この点、今般の法改正における附帯決議において、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という考え方にに基づき、民間保険会社が引受け困難な分野を対象とするよう、・・・と記載されていることを踏まえると、これらの条項で掲げられている事項は、あくまで民間保険会社が引き受けられないもの、もしくは、民間保険会社の引き受けられる水準を超過する部分のみを対象としていると理解してよろしいでしょうか。

以上